

令和3年度第1回総合教育会議議事録

日 時 令和3年11月4日(木)
午前10時45分から正午まで
場 所 ひかりプラザ2階 203・204号室

会議の出席者

(構成員)

市長	井 澤 邦 夫
教育長	古 屋 真 宏
教育委員会教育長職務代理者	富 山 謙 一
教育委員会委員	大 木 桃 代
教育委員会委員	辻 亜希子
教育委員会委員	藤 井 健 志

(説明員)

教育部長	一ノ瀬 理
政策部長	藤 原 大
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	富 永 大 優
学校教育担当課長	大 島 伸 二
政策経営課長	沢 柳 和 彦
経済課長	清 水 昭 策
子ども若者計画課長	千 葉 昌 恵

(事務局)

政策経営課職員(2人)

教育総務課職員(3人)

傍聴人 3人

1 開会

市長 皆様、こんにちは。市長の井澤です。コロナ禍において、大変お忙しく、また大変窮屈な生活をされていると思います。そのような中ですが、本日はお集まりいただきありがとうございます。令和3年度第1回総合教育会議を開催いたします。

それでは、次第に従い会議を進行いたします。

本日の協議・調整事項は、「コロナ禍における教育の現状と今後の在り方について」及び「成年年齢引下げを踏まえた対応について」の二つのテーマです。

一つ目のテーマ、「コロナ禍における教育の現状と今後の在り方について」は、これまでの児童・生徒の感染状況について、そして市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への今後の対応について、御協議いただきたいと思います。

二つ目のテーマ、「成年年齢引下げを踏まえた対応について」は、民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢を18歳に引き下げられる予定であることから、成年年齢引下げを踏まえた学齢期等の児童・生徒に対する、特に消費者教育の推進について、また、それらの教育の推進による学校と市長部局の連携に関し、御協議いただきたいと思います。

2 協議・調整事項

(1)「コロナ禍における教育の現状と今後の在り方について」

市長 テーマ1のコロナ禍における教育の現状と今後の在り方について、学務課長及び学校教育担当課長より説明をお願いいたします。

学務課長 資料1-1をお願いいたします。学務課からは「市立小・中学校児童・生徒の新型コロナウイルス感染状況等について」御説明いたします。

これまでの臨時休業等の経過について、項番1で、国分寺市立小・中学校での児童・生徒の新型コロナウイルス感染状況について、項番2で、それぞれ状況を記載しています。

項番1、これまでの経過について御説明いたします。昨年2月下旬、内閣総理大臣から感染拡大を防ぐため、全国の小・中学校等の臨時休業の要請表明があり、その方針に基づき国分寺市も、令和2年3月2日から3月25日まで、市立小・中学校の臨時休業を決定しました。その後春季休業を挟み、都内における感染者の急増、感染経路不明者の増加に伴い、春季休業明けの令和2年4月6日から5月6日まで、再度臨時休業を決定し、最終的には5月31日まで延期しました。そして緊急事態宣言が解除され、分散登校から徐々に学校を再開し、令和2年度の教育活動がスタートしました。以降、緊急事態宣言が発出されるも、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続し、臨時休業をすることなく現在に至っています。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、令和2年9月定例市議会において補正予算が承認され、GIGAスクール構想の実現に伴う国分寺市学校教育ICT環境整備計画を前倒しして実施をし、令和2年度内に児童・生徒1人1台端末の整備をしています。

項番2、児童・生徒の新型コロナウイルス感染状況についてです。児童・生徒の感染状況等について、各小・中学校から報告をいただいています。児童・生徒本人や御家族が体調不良によりPCR検査を受けるため登校をしない場合、濃厚接触者となり学校を欠席する場合に保護者から連絡があった内容を報告いただいています。報告件数について、右下のグラフを御覧ください。令和2年度において、一番多い月は1月の47件でした。グラフの真ん中に丸く示しています。2回目の緊急事態宣言が発出された時期に当たります。

令和3年2月から4月は報告数が一度下がり、ゴールデンウィーク明けの5月中旬から再び報告数が増加し、2学期が始まる夏季休業明け直前から急増しました。2つ目の楕円形の丸で示しています。この時期は、感染力の強いデルタ株への置き換わりにより急増したとされています。

9月下旬からは報告数も減り始め、緊急事態宣言が解除となり、現在はほとんど報告がない状況ですが、今後も感染の拡大に留意しながら、感染防止対策を徹底し、教育活動を行っていきます。

学校指導課長 資料1－2を御覧ください。

国分寺市教育委員会では2学期を開始するに当たり、各学校に感染防止対策の一層の徹底を図ることを周知するとともに、始業式の前に感染防止対策について教職員全体で再度見直すことを指示してまいりました。具体的には、チェック項目を全校に示し、留意事項を1つ1つ確認できるようにしました。チェック項目の例と学校の対応について、3点記載をさせていただきました。写真は第一小学校で行われた対応の例です。

1点目は、3つの密を避けること等の指導についてです。学校では写真にあるように、座席の間隔をあけたり、合唱等の飛沫感染のリスクが高い活動は避けたりする等の対応が図られました。

2点目は、マスク着用等の保護者への協力依頼についてです。写真は登校時のあいさつ運動の様子ですが、児童はマスクをきちんとつけて、元気にあいさつをしています。マスクの着用が難しい児童は、保護者と相談の上、個別に対応を図っています。

3点目は、校内の体制整備等についてです。写真は給食時の感染防止対策を載せました。座席は向かい合わせにせず黙食を行ってまいりました。また、牛乳パックの片づけは教員が行います。

学校では2学期の開始と同時にGIGAスクール構想で導入したタブレットの積極的な活用を進めています。研究推進校である第四中学校では、2学期初めの5日間を活用し、家庭からでも授業に参加できるオンライン授業に取り組んでおります。学校で参加するか、家庭で参加するかは、家族や自分の体調等を考慮し、各家庭で御判断をいただきました。この5日間を通して多くの生徒が家庭からのオンライン授業を体験することができ、一部の生徒からは、対面の授業と変らなかった等の声も聞かれました。逆に生徒の学習状況の把握が難しいことや、長時間実施したときの生徒への影響が心配である等の課題も挙げられました。これらの成果や課題は、校長連絡会等で情報共有を図り、各校の実践に生かせるようにしてきました。

現在、各学校では日常の授業の中でタブレットの積極的な活用が進められております。さらに項番3の感染予防等により登校できない児童・生徒への対応の例にあるように、タブレットの活用もいろいろと工夫をされています。

なお、感染状況が落ち着いてきた現在は、感染防止対策の徹底を図りながら、行事などの様々な活動も感染リスクの低い活動から段階的に行われるようになっており、少しずつですが、できることが増えてきている状況です。

市長 説明が終わりました。皆様にはコロナ禍における教育の現状と今後の在り方について、御意見、御質問等をいただきたいと思います。

藤井委員 3ページの右下の感染予防等により登校できない児童・生徒への対応について、支援方法の例と成果等を見ると、先生方は丁寧な対応のため業務量も多くなっていると思います。本人の感染や濃厚接触認定等以外、感染予防や御家族のことを考えて、登校

しない児童・生徒はいましたか。

学校教育担当課長 数字は、差し控えさせていただきますが、各学校に調査をしました。全校から支援方法の例と成果が挙がり、各学級の中で感染予防等だけではなく、登校できない児童・生徒にどのような対応をしているか捉えていただけて出てきた資料です。本資料には、T e a m s やタブレットの使用について主に載せていますが、中には保護者や児童・生徒の状況を見て、「毎日の電話での対応が望ましい」、「資料や紙を渡して欲しい」という家庭には、そのような対応をしています。

教育長 夏休み明けの新学期の状況では、新型コロナウイルス感染症が心配であることや御家庭の事情で欠席する児童・生徒もいました。感染状況が改善されつつある中で非常に少なくなり、現在はほとんどいないと伺っています。新学期がスタートした段階においても、他自治体の状況を伺うと、他自治体の1校分の欠席の数が、国分寺市と同数といった状況です。比較的少なかったと思います。説明は以上でございます。

大木委員 学校指導課の資料の項番2のタブレットを活用したオンライン授業等の実践について、第四中学校の事例ですが、長時間実施した際の生徒への影響等の課題は、具体的にどのようなことが挙げられたか、また、それに対しての実践や対応をどのように行ったか教えてください。

学校教育担当課長 オンライン授業を5日間、1時間目から4時間目までずっと画面を見ており、生徒にとって何らかの影響を及ぼすか心配される声が上がりました。その対策として、タブレットを使う際は、しばらく使用したら少し目を離すルールを各家庭にもお渡ししています。今回、課題が出てきたのではなく、今後、長引いた際の影響を考えていく必要があると思います。

大木委員 5日間実施をした上で、影響等がはっきりとわかったと思い、伺わせていただきました。全体的な今後の検討課題としてのお考えであることを理解しました。

大学の学生からも、目が疲れる、目の疲れに伴う集中力の低下、頭痛や肩凝り、さらに学習意欲が低下するという声が上がりました。大学生でもこのように申していますので、恐らく再度長期間、臨時休業をせざるを得ない状況になったとき、年齢の低い児童・生徒には、より大きな影響が生じる可能性があります。今までの他の自治体の対策例もあると思います。落ち着いているときだからこそ、事前に予防策を考え、積極的に御検討いただきたいと思います。

富山教育長職務代理者 タブレットを積極的に活用した指導方法を学校内だけではなく、他の国分寺市内の学校に対して、どのように情報共有を行っているか教えてください。

第四中学校の事例だけではなく、運動会等もリアルタイムで撮影し、保護者に伝えていると思います。また、周年行事等は生徒を体育館に集めず、教室で参加する方法もあると聞いています。また、授業の中の活用でも、授業の最後にタブレットで簡単な授業評価のアンケートをとると、短時間で授業をどこまで理解しているか手にとるようにわかります。様々な活用を図っており、学校や教室にとどまらず、ほかの学校にも情報が共有されることが求められていると思います。

学校教育担当課長 第四中学校がオンライン授業を行った際は、終了後、第四中学校から報告書をいただき、すぐに校長連絡会で周知を図りました。その後、情報教育推進委員会でも共有を図りました。

2学期に入り各学校が積極的なタブレットの活用でT e a m s が使われたり、F o r m s というアンケート機能の使用、ラインズeライブラリforまなびポケットという学習ド

リルコンテンツが使われたりするなど、様々な使い方を進めています。その内容も各学校が情報教育推進委員会の中で、御報告いただいています。共有フォルダが学校ごとにあり、学校でつくったものをそのフォルダに入れて、他の学校にも見ていただけるようにしています。今後はこのような情報共有にも力を入れて進めていきたいと思っています。

辻委員 「コロナ禍における教育の現状と今後の在り方について」というテーマのため、今後の在り方について伺います。様々な新しい取組を行い、長い休業期間からその後学校を再開し、感染防止対策と両立されてきたことがわかりました。

その中で、新しく対策を取り入れたら、コロナ禍が終息しても継続すれば、教育上高い効果が得られると思われる取組と、あくまで一時的な感染症対策のため、新型コロナウイルス感染症が収束したら以前の学校教育活動を100%復活させる取組と、2通りあると思います。それについて整理し、新型コロナウイルス感染症が発生する前の状況に100%戻るのではなく、よい部分は今後も取り入れ、戻すべきものは戻す、交通整理のようなものを行っていくということになるのでしょうか。既に行っているものがあれば教えてください。

学校教育担当課長 政府からも「新しい生活様式」という言葉が出されていますが、学校の中でも新型コロナウイルス感染症があったことで、様々なことを見直しました。通常に戻っても可能、もしくはむしろよかったことは多々あると、考えています。

具体的な例は、難しいのですが、一堂に会さずに、T e a m s 等を使い、画面を通して行うことで、集合に時間がかかっていたものなどが短時間で行えることも、可能だと思います。各学校でT e a m s を使った取組が進んでいます。今後も効果的なことは、学校から意見を伺いながら一緒に考えていきたいと思っています。

辻委員 大人でも、オンラインの会議を行ってみると十分だった、移動の時間はなんと無駄だったのだろうと感ずることが本当にたくさんありました。他方で学校教育活動は効率ばかりを追い求めるわけではなく、一堂に会することの意味を見直すきっかけにもなったと思います。

何となく今までしきたりだから行っていたことが、オンラインでよかったことも、大人と同じく子どもの社会も同様にあると思います。先生方に上手に見極めていただき、中学校では生徒の意見も取り入れていただき、アフターコロナが、よりよい学校生活になるとよいと思いました。

学校教育担当課長 授業の中では、タブレットが入ったことによる、よさも見受けられます。意見集約では、今まで一人ひとりの発言がつかめなかったことが、全員が発言する場がなくてもタブレットを通せば、全員の意見が一瞬にして集まり、今後も使えると考えています。その点も含めてしっかりと検討を進めていきたいと思っています。

教育長 報告、協議いただきました中で、コロナ禍の1年半以上の間に、様々な課題がたくさん出てきました。また、一方で成果も出てきたと思います。

まず、感染症防止対策の新たな日常化です。その点は、子どもたちは適応能力が高く、率先して行い、本当に安全な生活を守っていく真摯な姿が見受けられました。今後も様々な感染症が発生する可能性もあります。そういった対応にも生きていくと思います。併せてそれに対する先生方の献身的な姿勢です。本当にありがたいと思います。今回のG I G Aスクール構想のタブレットの活用も、新たな教育の方法を模索しながら創意工夫していただきました。さらに保護者や地域の方々の御協力、先ほどマスクの着用についてお話がありましたが、その点も大きな成果が出ていると思います。

一方でGIGAスクール構想は課題もあり、オンライン学習を継続し、発達段階に応じてどのように対応していくのか模索中です。しかし、子どもたちがタブレットを使う技術を身につける速さには驚いています。先日も学校訪問の中で、1年生が「はい、タブレットを用意しましょう」といったとき、すぐに用意をしてIDとパスワードを入力して、学びがスタートできるように準備ができている様子を拝見しました。既にタブレットを1つの道具として子どもたちが使い、いろいろな工夫をしていることは、子どもたちの成果だと思います。

一方で、今までできなかったことも実は多くあり、その1つが学校ならではの、直接交流や体験的な学びの不足です。今後、子どもたちの成長への影響が懸念される部分です。校長会でも来年度の教育課程の編成には、コロナ禍でできなかった体験的な学び、交流的な学びをぜひ重視し、改めて見直ししながら、充実してほしいとお話させていただきました。

体験学習は、学校だけではなかなか実施できず、地域の方や、市長部局にも御協力をいただいています。特に中学校の職場体験は2年間中止になってきましたが、市長部局の更なる御協力もいただきたいと思います。小学校ではJAにも御協力をいただいて、農業への学びを深めています。子どもたちの体験活動、本物に触れる学びも充実させていかななくてはいけないと思います。

また、PTA活動が少し制限をされてきたというお話も伺っています。保護者と地域と学校が一体となった教育活動とはどのようなものだったのか。直接的な関わりが薄らいできている中で、もう一度見直さなくてはいけないと考えています。ウィズコロナ、アフターコロナの中でどのように教育活動を実践していくか、これからしっかりと考えていきたいと思っています。

市長 新型コロナウイルス感染症により、学校での活動が制限され、内容を変更せざるを得なかった予定や行事があります。例えば運動会や展覧会などは、制限がある中で工夫をしながら進められてきました。今後も第6波が懸念されていますが、子どもたちの命と健康を守っていくことが大命題ですので、引き続き工夫をしながら教育活動を進めていきたいと思っています。

不登校の児童・生徒に対して、オンライン教育はメリットがあったとお聞きしたことがあります。何か具体例があれば教えてください。

学校教育担当課長 項番3、感染予防等により登校できない児童・生徒への対応についての中に、不登校で学校に来られない児童・生徒についても、同様に学校は取り組んでいます。Teamsで、授業の配信を家庭で見いただいくこともありました。また、Teamsはやり取りができるため、放課後、担任と顔を見せ合いながらコミュニケーションをとることで、次の一步に踏み出せるような関係づくりを進めていくことにも生かせると考えております。各学校の中で、本人や保護者とよく内容を吟味しながら行いたいと思います。タブレットが入り進歩してきたと考えています。

藤井委員 教育現場で、先生方のフォローをきっかけにもともと学校に行きにくかった生徒が、登校できるようになった事例も伺い、大人が本気になると道も開けてくると思いました。

各学校では難しいかもしれませんが、現在、教えている生徒に向けてのものだけではなく、国分寺市全体で各学年の教育課程に関する映像コンテンツが用意されれば、学び直しを主体的にやりたい子や、6年生だが、実は4年生から算数につまずいていた子、また、学校に来られなかった子が来られるようになったとき、来られなかった間のことを学び直

せるコンテンツを用意することができると、フォローができると思いました。

学校教育担当課長 国分寺市にも学習ドリルコンテンツは用意をしており、解説等も見られるような内容が含まれています。しかし動画で授業の内容を学ぶことには至っていません。

文部科学省がMEXCBT（学びの保障オンライン学習システム）という新たな取組を始めており、その中には全国学力調査の問題も掲載され、使えるようになる取組が始まります。今後は、文部科学省の取組も取り入れ、さらに幅を広げていきたいと思います。

市長 貴重な御意見をありがとうございました。今後もオンライン授業等を活用しながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したいと思います。

（２）「成年年齢引下げを踏まえた対応について」

市長 続きましてテーマ２－１の成年年齢引下げを踏まえた対応について、経済課長、学校教育担当課長より説明をお願いいたします。

経済課長 資料２の成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について御説明いたします。

始めに項番１「成年年齢引下げに伴う消費者施策の位置付け」についてです。平成30年の民法改正に伴い、来年４月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、未成年者取消権が適用されなくなる等、18歳から契約の責任を果たすことが求められるようになります。また、消費者教育推進法において、消費者教育の推進に向けて、地方公共団体、消費生活相談室、教育委員会等が連携して消費者教育を実施する責務を有することとされていることを踏まえ、国分寺市においても、小・中学校という学齢期からの消費者教育を今後さらに充実させていく必要があると考えています。

次に項番２については、「若年者の契約トラブルの主な事例」を記載しています。こちらは令和３年度版の消費者白書の数字ですが、相談件数の多い事例としては、オンラインゲームに高額な課金をした事例、サプリメント等の健康食品を定期購入と認識せず契約した事例、簡単に稼ぐ方法を教えるといった情報商材に関する事例、身に覚えのない商品やサービスの請求が届く架空請求の事例などが挙げられます。

項番３「国分寺市における消費生活相談の状況」は、過去５年間の全年齢の相談件数を記載しています。相談件数は増加傾向にあり、平成28年度の579件から、令和２年度には801件まで増加しています。年代別の相談は、70歳以上の割合が最も多く、次いで50歳代、その後が40歳代と続いています。20歳未満の相談件数は、令和２年度の数値で14件、うち18歳と19歳の相談件数は９件です。

相談の多い内容は架空請求、副業・出会い系サイトでのトラブル、健康食品の契約に関する相談が多くなっています。また、全体的な話ですが、最近多く見られる悪質なケースとして、屋根やトイレの修理といった家の修理に関して、勝手に修理を進められてしまい、高額な金額を請求されるという相談もあります。

次に項番４は、「成年年齢引下げを見据えた26市の主な取組内容（令和２年度）」です。取組としては、生徒本人への啓発物の配布が最も多く、そのほか出前講座や広報紙による啓発を実施している自治体がありますが、全く実施していない自治体も相当数あります。

なお、国分寺市は、中学校への成年年齢引下げに関するパンフレットや啓発品の配布、希望する小・中学校に対する出前講座の講師の派遣などの取組を行っています。

次に項番５「国分寺市の消費者教育の取組」です。（１）市の消費生活相談員による出前講座については、一般的な電話相談や来所による相談等、市民の方が相談に来るのを

待っているだけではなく、こちらからも出向いてトラブルの事例や注意点をお話しさせていただく出前講座にも力を入れています。

また、(2) 教材の提供・配信（Web・DVD・リーフレット等）については、学校からの要望があれば東京都等が作成しているDVDやリーフレットの提供を行っています。

次に(4) 令和3年度東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）による出前講座について、こちらは積極的に活用をお願いしたいもので、希望する小・中学校に対して講師を派遣し、悪質商法の被害防止やインターネットをきっかけとしたトラブルの対処方法に関する講座を実施しています。また、座学だけではなく実験講座として、普段飲んでいる飲み物の中に入っている砂糖の量を実際に計測して確認する講座など、楽しみながら学んでいただけるような様々なメニューを用意しており、好評をいただいています。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった講座もありましたが、国分寺市内の小・中学校7校から出前講座の要望をいただきました。出前講座は、例年3月と8月に各小・中学校に対して意向調査を実施していますので、今後とも実施に向けた検討をお願いしたいと思います。

最後に(5) 東京都消費者教育コーディネーターによる支援について、こちらは来年度から開始する事業です。専門のコーディネーターが学校と連携し、消費者教育の相談を受け、適切なコンテンツを利用しやすいように調整を行います。東京都からの情報を収集し、周知及び活用の推進に努めていきたいと考えています。

学校教育担当課長 資料2-2を御覧ください。項番1「成年年齢の引下げと教育の動向」についてです。民法の定める成年年齢の引下げに伴い、学校教育においても消費者教育等の充実を図ることが求められています。令和2年度から順次全面実施となった学習指導要領でも、消費者に関する教育について、現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容が表に整理されています。社会科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科 道徳における系統的な指導が示され、高等学校では公民科に「公共」が新設され、消費者教育の充実を図ることが決められています。

項番2「今後求められる資質・能力」について、項番1でお示したような系統的な指導を通して、正しい知識を身につけることに加え、今後は知識を生かして働かせる資質・能力を育むことが求められています。民法改正により18歳の段階で契約行為等ができるようになる代わりに、その責任の重さも認識できるように権利と義務に関する教育について、発達の段階に応じて指導をしていくことが重要です。資料の下に道徳科での例を示しましたが、例えば小学校第5学年では、権利と義務についてクイズ形式で考えた後、教科書の本文を読んで話し合う学習を行ったり、中学校第1学年で実生活の中の権利と義務について考え合う学習を行ったりしています。授業を行う際も、学校の先生方は、現在の社会的な動きを注視しながら、より丁寧に指導をしていく必要があると思います。学校指導課もその点について、学校に指導をしていきたいと考えております。

市長 成年年齢引下げを踏まえた対応について、御意見、御質疑等をお願いしたいと思います。

大木委員 成年年齢の引下げに伴う消費者教育の推進は、特に小・中学校においてこれまでも行ってきましたので、必ずしも一致する、イコールではないと考えています。先ほど経済課から、未成年からの消費生活相談が14人で、うち9人が18歳、19歳とのことでしたので、それ以下の年齢が5人になります。例えば契約できる年齢が小・中学生の場合、イコールになると思いますが、今回は違います。高校生であれば3年生あるいは高校卒業

後の年齢が対象です。よって、当然その年齢に向けて前々から消費者教育をしていかなく
てはいませんが、成年年齢が引下げられるから消費者教育を行うことは、イコールでは
なく1つのきっかけに過ぎないと思います。

学校現場でこのような教育は今までもされてきたはずですが、成年年齢引下げに伴い、
一層充実された、または、内容の変更や増加したかをお聞かせください。

学校教育担当課長 消費者に関する教育の内容の中で、契約が新たに変わっています。
例えば中学校の教科書も、消費者、売買契約の仕組みが知識として入りました。私たちも
知識を得ていくことと同時に、それを生かして働かせる資質・能力が、小・中学校では大
切になると考えています。思考力、判断力、表現力等をきちんと身につけていけるように、
教育の中でも重視してお伝えしてきました。その部分は、これまでと変わらないと思います。

教える側の教員は、社会的な情勢が変わってきたことを認識した上で指導をしていく
必要があると考えています。その点は学校指導課でも適宜教員への研修等で伝えていき
たいと考えています。

大木委員 私も知識を得ることと、行動に移すことは別のことだと考えています。知識
があっても、行動に移らないことは多々あります。行動の改善や変容を実施する上で、知
識がない場合は知識を与え、知識があっても技術がない場合は技術を教える。知識も技術
も両方あっても、行動が伴わないときは、行動をとる必要性を理解してもらいます。つま
り、行動変容は望ましい行動を増加させ、望ましくない行動を減少させることが目的です。
「なぜそういうことをするのか」の理由づけや意味づけをしっかりと認識してもらうこと
が必要になります。単なる知識やテクニックの享受は、その場だけで終わってしまうと思
います。知識を生かして働かせる資質・能力を育むことを一層充実させていただきたいと
考えています。

このような教育は、保護者との連携が極めて重要だと思います。経済課から、中学校
から本人への啓発物の配布、希望する小・中学校への出前講座を国分寺市では実施してい
ると御報告いただきましたが、そのほかにも他の自治体では、教職員、保護者に対して
行っているところもあります。教育委員会とも協力して、ぜひ保護者や先生方との連携、
保護者の方に御理解をいただき、児童・生徒だけでなく家族で、消費者教育をお考えい
ただくことが、とても重要だと考えています。一層の御検討をいただければと思います。

辻委員 経済課の作成された項番5（3）東京経済大学が作成したDVDは、（2）の右
側の図のことですか。

経済課長 （2）の右側の図は、東京都が作成した教材の画像です。東京経済大学が作
成したDVDは別のものになります。

辻委員 東京経済大学の作成したDVDはどのような内容ですか。

経済課長 東京経済大学の学生のゼミで作られたもので、18歳になると未成年者取消権
が適用されなくなることで、大人と同様の契約行為ができるためにクレジットカードが作れ
ることを周知するとともに、悪質商法を例示し、注意を促すような内容になっています。
このDVDは、校長会で全校に配布しました。

辻委員 大学生が作成したり、場合によっては出前講座で大学生が教えに来てくれたり
することも考えられますが、非常によいことだと思います。小・中学生にとって年の近い
人から、実体験に基づく話を聞くと、より身近に感じ、自身のこととして考えやすいと思
います。年の離れた知識がたくさんある大人、専門家が話すことも大事ですが、ピアサ
ポーターのような、年の近い仲間や先輩の話を聞くことが子どもたちの心に残るため、ゼ

ひ活用されるとよいと思いました。

経済課長 近い世代の方から話を聞くことは良い機会だと思います。どのようなことができるかも含めて検討させていただきたいと思います。

辻委員 消費者教育の中で、契約することができるようになり、契約を結ぶとどのような権利を得て、どのような義務が発生するかを教えることがメインになると思います。併せて、うまく立ち回れずトラブルになったとき、どのようにSOSを出すかも、必ず教えていくべき内容だと思います。現在のカリキュラムにも含まれていると思いますが、その部分を強調して、児童・生徒に伝えたいと思いました。

自立した市民になるためには、困ったときにどこに相談するかを自分の中で持っていることが欠かせないと思います。世の中で追い詰められ、事件になっている事例を見ると、どこに相談するか分からなかった、相談すれば解決策があるとは思わなかったと聞くことが多いです。困った時は、相談すれば誰か一緒に考えてくれる人がいることを知っていたきたいと思いました。

国分寺市における若年者の相談事例も、親の承諾を得ずに通販で買い物をしてしまい、これが高額で購入だったケースでは、保護者に言えず、一人で抱え込んでしまい、解消するために、また新たなトラブルに足を突っ込んでしまうことも考えられます。保護者以外でも相談できる場所があると知っていただくと良いと思いますので、是非伝えていただきたいと思いました。

学校教育担当課長 中学校は、教科書に「消費者トラブルとその対策」についての単元が組み込まれており、どのようなことが消費者トラブルになるのか、困ったときの相談機関はどこがあるか、身近な相談機関を自分で調べてみることも単元に含まれています。活動を通して子どもたちに何かあったとき、相談ができる環境をつくっていくことは大事だと思います。教科書をしっかりと履修できるように進めていきたいと思います。

富山教育長職務代理者 子どもが契約をしたときは何も問題ないと思っていても、契約が意図したこととは全く違った方向に契約されていたということが、当然起ってくると思います。その際、相談窓口があることは大事だと思います。また、それを知っていることも大事だと思います。小さいときから、発達段階に応じて、「ここに相談する」、「こういうことが危ない」という確かな知識を得ていくことと、併せて実際に起こった事例、例えば健康サプリメントを1回だけ申し込んだが、高額の定期購入であったという実際の事例を子どもに出して、その事例から、どこで、どういう判断をすれば、あるいはどこで、どこに相談すれば良かったのか、起きた事例から時系列で学べる場が子どもたちには大変学習になると考えます。

学校教育の横断的な学習の中や出前講座でも行っていると思いますが、事例から学ぶことをすると、子どもたちは、体の中に対処方法、相談方法が深く入ると考えます。そのような場面を発達段階に応じて取り入れてほしいと思います。

学校教育担当課長 体験等を通して学んでいくことはとても重要だと思います。

中学校の家庭科で、「消費者トラブルの対応を考えよう」の中に、漫画で事例が出ており、事例を通してどう考えるかが活動に入っています。小学校の家庭科では買い物の仕方になるため、事例にはおおよびませんが、ネットを通した課金に関する課題も出ています。小学校では、SNS東京ノートの中で事例を踏まえて考えることも行っています。今後もしそのような模擬的な体験を通して学べる場を、大事にしていきたいと考えています。

藤井委員 都の生活文化局の人と話をすることがあるため、経済課の出前講座等の内容

で今まで良かった点や、これからこのようなコンテンツがあったら助かる、今後行ってほしいというものがあれば教えてください。

経済課長 項番5(4)の東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)による出前講座は開始して数年が経過しますが、参加した児童・生徒のアンケート結果を見ると、参考になった、気を付けなければいけないと思った、などの感想が出ていますので、一定の効果は出てきていると思います。もう少し参加校が増えると良いと思います。

教育長 学校教育は、学習指導要領が改訂され、計画的、系統的に学びが充実してきたと思います。総合的に学んでいく中で、一つのポイントとして、実社会とつながっていることをしっかりと押さえていく必要があると思います。体験活動の充実について、体験を行う人材や情報を、市長部局において、マッチングや学校とつなげていただけたらありがたいと思います。

子どもたちの学びだけではなく、保護者への啓発、市民全体への啓発も必要であり、事業者への啓発も必要だと思います。また社会教育では、若者層にどのように実体験として学んでいただくか、学校教育だけでなく、社会教育の中で若者が学ぶ機会も国分寺市としてつくり上げていきたいと思っています。例えばプレイステーションの活動で、消費者教育ができないかと思っています。いろいろな方々が社会全体で成年年齢引下げを踏まえた上で、認識を共通にし、若者がしっかりと学び、そして自己決定できるような資質・能力を育て、さらに積極的に社会参加できる資質・能力も育てていくことが重要だと思います。

市長 教育長から御意見がありましたが、子ども若者施策を所管する子ども若者計画課長から何かありますか。

子ども若者計画課長 成人式の準備をしていますが、現状、若者は、成年年齢引下げについてそれほど強く意識しているようには感じていません。社会参加により社会に少しずつなじんでいくような取組は重要だと思います。

プレイステーションは、現在、施設の中での仕事体験等により子どもたちが社会参加できるよう準備を進めています。例えば、学校になじめない子どもが、土曜日・日曜日にプレイステーションに行き、仕事体験を通じていろいろな人たちと交流することで社会参加や居場所づくりのきっかけとするような仕組みを検討しています。今後、この事業の中でどのようなことができるか検討したいと思っています。

市長 プレイステーションは、従来は低年齢の方が中心でしたが、今後、高校生まで利用できるよう拡充する予定です。子ども若者計画課長から話がありましたが、高校生が実際に販売し、子どもたちが買うような、世代を超えて実社会と同じ体験ができる仕組みづくりを進めていきます。子どもたちには、このような体験も通して社会参加ができる資質・能力を育んでほしいと思います。

大木委員 いかに自分の日頃の生活と結びついた実体験を学べるかが、極めて重要だと考えます。先ほど私が、成年年齢引下げと消費者教育が一致しないと申しましたのも、教科書の中で、権利や義務も生じますと見ただけでは、恐らく「ああ、そうですか」と、人ごとで終わってしまうと思います。実際に自分たちの身近にあるケース、例えばゲームで課金をしてしまった、保護者に内緒で高額な品物を購入してしまったという事例をもとに、自分だったらどうすればよかったのか。あるいは、そもそもそうならないようにするにはどうしたらよいかなど、様々なケースで検討することもよいと思います。近い年齢の方との交流やケーススタディを通して、いかに自分のこと、自分に身近なことであるかを考えることで、初めて知識が身につくと考えています。

実際の授業展開では、さらにもう一步深めての展開をお願いできればと考えました。

市長 経済課の資料について質問ですが、消費生活相談状況の件数で、先ほど20歳未満が14件とは、相談の当事者が20歳未満であり、相談者の年齢ではないということによろしいですか。

経済課長 当事者の年齢です。相談者は、保護者であるケースが多いです。

市長 ネット通販が以前より普及し、ネットを通じて容易にものを買える状況になっています。課金等も非常に手が出しやすくなり、こういった中で被害に遭う方が多くなっていると思われます。若年層が当事者の場合は、保護者で対応してしまいトラブルが顕在化しないケースも多いと思います。国分寺市としても消費生活相談員を増やしたり、アウトリーチも行ったりするなど、努力していますが、実際に被害に遭ってからでは解決することが難しいケースもありますので、どうにか未然に被害を防げるよう、さらに対策を進めていきたいと考えています。

また、消費者教育をもう少し幅広く捉えて、早い段階から教育を行い、その重要性をしっかりと理解してもらえるようにしなくてはならないと思っています。実際の授業では、何年生から取り扱われているのでしょうか。

学校教育担当課長 小学校1, 2年生は約束や決まりを守り、みんなが使うものを大切にするという項目があります。そこから考えれば、低学年から社会参加への学習は始まっています。中学生になると、さらに消費者教育の具体的な契約行為等が出てきます。低学年から、発達段階に応じた資質や能力を段階的に身につけていくことが大事だと思います。

教育長 消費者教育に関する質問ですが、国分寺市の取組として本人への啓発物の配布や出前講座が挙げられましたが、今後、市民全体や事業者への取組は予定していますか。

経済課長 事業者への周知は非常に重要だと思います。現時点で具体的な取組は行っていないですが、事業者への周知を行う場合、商工会や商店会等の協力を得る必要がありますので、今後どのような取組ができるか考えていきたいと思っています。

教育長 商工会等を通して事業者に周知する中で、事業者を講師として出前講座を行っていただき、子どもたちと直接学び合う場ができるととてもよいと思います。子どもたちも、まずは国分寺市内の消費者として活動していくため、実際の事業者と学び合うことは、とてもよい機会だと思います。ぜひ検討していただけたらと思います。

市長 消費生活相談のフローについて、窓口からどのように進んでいくのでしょうか。

経済課長 消費生活相談員が事業者と交渉を行い、例えば、当事者が未成年の場合、取消しの交渉をします。また、消費生活相談員で対応できない案件については、いろいろなネットワークがあるので、法テラス等の適切な相談先を紹介します。

市長 辻委員は弁護士として、実際に消費生活に関する案件を扱われた経験はありますか。

辻委員 未成年者の御相談は、相談で終わるケースしか取り扱ったことがありませんが、保護者がネットへの書き込みなどを心配するなど、保護者からの相談が多いです。未成年者ではありませんが、20代前半くらいの若年者で、トラブルに巻き込まれたり、契約を行ってしまったたり、思ったような結果が得られなかったりしたがどうしたらよいか相談を受けたことがあります。自分が意図していないものがよく見たら含まれていたという相談は、消費者相談センターに御相談してみたらどうですかと御案内することもあります。

経済課長 全体的な話にもなりますが、若者の被害は、保護者が何とかしてしまい顕在化していない部分が非常に多いと思っています。消費生活相談室を知ってもらい、何かあ

ればすぐに相談してもらえようようにすることは、非常に重要だと思います。

例えば、クーリングオフも契約書を受け取ってから8日経過するとクーリングオフできませんが、手続については、消費生活相談員が指導することもできます。そのため、問題が起きた際にいかに早く消費生活相談室につなげるかが重要であり、周知・啓発は今後の課題であると考えています。

市長 様々な御意見を伺いましたが、本当にいかに早く相談してもらえかが重要ですので、国分寺市として広報等を通じて周知していかなければならないと思います。若年者、未成年者に限らず、被害を国分寺市から1件でも少なくするためには、日頃から消費者教育をしっかりと行っていくことが非常に重要だと考えています。そのためにも、教育委員会と市長部局で密に連携したいと思います。

本日はいろいろな御意見をいただき、課題とその方向性が確認できたと思います。

3 その他

市長 その他について、何かありますか。それでは、令和3年度第1回総合教育会議を閉会させていただきます。お疲れ様でした。